

平成 22 年度第 2 回高槻市都市計画審議会会議録

開催日時 平成 22 年 11 月 26 日(金) 午後 2 時～午後 2 時 52 分
開催場所 市役所本館 3 階 第 2 委員会室
出席状況 出席委員 13 名、欠席委員 7 名
傍聴者 3 名
案 件 第 59 号議案 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更(高槻市決定)について
第 60 号議案 北部大阪都市計画道路の変更(大阪府決定)に関する意見について
その他
報告案件 1 新名神自動車道等の進捗状況について
報告案件 2 高槻市都市計画マスタープラン改定について
報告案件 3 高槻市景観条例に基づく景観重点地区の指定について(JR 高槻駅北東地区)

開会

・奥本市長より挨拶

平成 22 年度第 2 回都市計画審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私とも何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠に有難うございます。また、平素は、市政各般にわたりご理解・ご協力を賜っており、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市における新名神の関係でございますが、近畿圏と中部圏を結ぶ広域的な移動を支え、本市の産業基盤としても新たな活力が期待される新名神自動車道につきましては、施行主体である西日本高速道路株式会社から、原地区において本体工事の契約がされたと伺っており、いよいよ、平成 30 年度の供用開始に向けて待望の工事が始められようとしております。また、この 10 月には、大阪府域を統括しております同社の大阪工事事務所が吹田市から本市に移転されましたことから、整備促進に向け、さらに弾みがつくものと期待しておるところでございます。

また、都市再生緊急整備地域内の JR 高槻駅北東地区においては、土地地区画整理組合が、本市が施行しております弁天こ線橋と連絡するデッキを本年 12 月に、さらに、古曽部天神線いわゆる西国街道は来年 3 月に供用されるなど、公共施設の整備が着実に進められております。本市といたしましては、この地区が新たな玄関口として、市民の皆様にも安全・安心・快適にご利用いただくためにも、引き続き、事業者の目指す、平成 26 年度の全事業の完成に向けて、重点的に事業の促進を図ってまいりたい所存でございます。

このような状況の中、本日も審議いただく付議案件は、2 件でございます。まず、1 件目は、毎年この時期にお願いいたしております「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更(高槻市決定)について」でございます。もう 1 件は、大阪府が決定権者であります、「北部大阪都市計画道路の変更(大阪府決定)に関する意見について」として、冒頭申し上げました新名神自動車道の名称変更に関してご意見を賜るものでございます。

この 2 件の議案の詳細につきましては、後ほど事務局からご説明を申し上げますので、よろし

くお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

- ・事務局より出席委員及び行政側出席者紹介

付議案件

第 59 号議案北部大阪都市計画生産緑地地区の変更(高槻市決定)について

(会長)

それでは議事の方に入りたいと思います。本日の案件、第 59 号議案「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更(高槻市決定)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、第 59 号議案「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更(高槻市決定)について」説明をさせていただきます。まず、資料説明に入ります前に、生産緑地地区の法的な位置付けなりを申し上げますと、生産緑地法では、「生産緑地地区に関する都市計画に関し、必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする」と規定されております。このようなところから本市では、平成 4 年 8 月に、最初の生産緑地地区の都市計画決定を行い、以後、地区の廃止や追加などに伴う変更について、例年この時期にご審議をお願い申し上げておるところでございます。

それではまず、お手元の議案書等について説明いたします。議案書につきましては、こちらの封筒がついているのが議案書で、もう一方の薄い方が審議会資料でございます。こちらの議案書を 2 枚ほどめくっていただいた 59-1 ページにつきましては、本市から当審議会への付議依頼文でございます。次の 59-2 ページは今回の変更理由となっております。次の 59-3 から 59-12 ページまでは、変更後における全地区の計画書で、59-13 の封筒の中には、地区の位置を示す市域全体の計画図を入れてございます。また、もう一方の別冊の審議会資料の 59-1 ページからは、今回、変更しようとする地区を、新旧対照表としてとりまとめておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、今回変更する地区について、パワーポイントにより、説明をさせていただきます。

おそれ入りますが、前のスクリーンをご覧ください。また、説明の方は着席して説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、今回の変更理由から申し上げますと、「本市の生産緑地地区の区域のうち、生産緑地法第 14 条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の制限が解除されたものや、史跡に係る事業のための用地に供されたものなど、生産緑地地区としての役割を終えたものが生じてきました。以上のことから、本案により該当する生産緑地地区について、区域変更または廃止をするものがございます。それでは、変更となるそれぞれの地区につきまして、その理由毎に説明申し上げます。

- 1 つ目は、主たる従事者の死亡若しくは、故障による買取り申出後に、行為制限が解除された

ため、変更する地区でございます。スクリーン画面の中で、緑色で表示しております区域が、今回変更する地区でございます。まず、「高垣町 5」地区、面積約 0.21 ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものです。

次の「芝生町 20」地区、約 1.11 ヘクタールにつきましては、緑色が消える区域約 0.1 ヘクタールを廃止することに伴い、地区が二つに分割されるため、向かって左側の区域をそのまま「芝生町 20」地区、約 0.9 ヘクタールとし、右側の区域を新たに「芝生町 27」地区として追加するもので、その面積は約 0.11 ヘクタールとなります。

次に「辻子 6」地区につきましては、約 0.06 ヘクタールを廃止し、残る緑色の区域の面積を約 0.44 ヘクタールに変更するものです。

次の「宮田町 13」地区、約 0.07 ヘクタールにつきましては、地区全体を廃止するものでございます。

また、次の「真上町 3」地区、約 0.08 ヘクタールにつきましては、色が消える区域約 0.02 ヘクタールを廃止するものでございますが、土地所有者が土地の分筆を行った際に測量された結果、廃止面積同等に面積が増加したため、都市計画ベースでの面積変更はなく、地区の形状だけを変更するものでございます。

以上が、行為制限が解除されたことにより、変更する地区でございます。

2 つ目に、史跡整備の用地に供されたため、変更する地区について説明申し上げます。

まず、「八丁畷町 1」地区につきましては、史跡安満遺跡の事業用地として、毎年、本市買収しているもので、本年につきましては、色が消える区域、約 0.03 ヘクタールを廃止し、緑色の区域、約 4.09 ヘクタールに変更するものでございます。

次の「清福寺町 2」地区につきましては、史跡島上郡衙跡附寺跡の事業用地として、約 0.02 ヘクタールを本市が買収したことにより、緑色の区域、約 0.08 ヘクタールに変更するものです。

次に「清福寺町 4」地区につきましては、同史跡の事業用地として買収された、点滅している区域の都市計画変更を行った際、地区の分割手続きが出来ていなかったため、今回、左側の区域をそのまま「清福寺町 4」地区、約 0.09 ヘクタールとし、右側の区域を新たに「清福寺町 11」地区として追加させていただくもので、その面積は約 0.09 ヘクタールとなります。

以上が史跡整備に係る買収により、変更する地区でございます。

最後に、「城南町 7」地区につきましては、土地所有者が分筆・合筆を行った際に測量された結果、面積が増加したため、約 0.13 ヘクタールから約 0.16 ヘクタールに変更するものでございます。なお、地区の形状に変更はございません。

以上によりまして、生産緑地地区全体といたしましては、変更前の 333 地区、約 80.83 ヘクタールから、分割による 2 地区の追加や、2 地区の廃止と、7 地区の区域変更を行いまして、その結果、地区数としては変更前と同様 333 地区、面積としては約 80.37 ヘクタールに変更するものでございます。

なお、今回の変更について、この 11 月 1 日から 11 月 15 日までの 2 週間にわたり、都市計画変更案の公告縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

以上で第 59 号議案の説明を終わらせていただきますが、従前より、生産緑地の変更についてご審議を賜る際に、その追加指定に関するご要望を本審議会委員からいただいておりますことから、その取組み状況について、報告させていただきます。

具体的な取組みとしては、現在運用しております、生産緑地の追加指定要件を、改めて今年 8 月の「広報たかつき」にその旨を掲載するほか、市内の実行組合長さんや、農業委員の皆様にもご協力をお願いいたしまして、農家の皆さんに指定要件等のお知らせをさせて頂いたところです。

その結果、10 件程度の問い合わせがございまして、そのうち数箇所の農地が指定要件に適合すると思われることから、今後、権利者の同意を得た上で、次年度には追加指定が行えるのではないかとこのように考えてございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。議案の説明は以上で終わります。これから質疑に入りたいと思います。本件に関しまして、ご意見ご質問がございましたら、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

<異議なしの声あり>

(会長)

ありがとうございます。ただ今ご説明いただきました第 59 号議案につきましては、特にご意見ご質問等がございませんということでございます。従いまして原案のとおり承認したいと思っております。よろしく願いいたします。

第 60 号議案北部大阪都市計画道路(大阪府決定)に関する意見について

(会長)

続きまして、第 60 号議案でございます。「北部大阪都市計画道路(大阪府決定)に関する意見について」を議題といたします。事務局よりご説明をよろしく願いします。

(事務局)

それでは、第 60 号議案、「北部大阪都市計画道路の変更(大阪府決定)に関する意見について」を説明させていただきます。議案の説明は、先ほどと同様に、パワーポイントを利用させていただきますが、その前にお手元の議案書等について説明させていただきます。まず、議案書の 60-1 ページは本審議会への付議依頼文でございます。次の 60-2 ページは北部大阪都市計画道路の変更後の計画書となっております。そして最後の 60-3 ページは大阪府からの変更理由書となっております。また、審議会資料の 60-2 ページには新旧対照表を、次の 60-3 ページには総括図を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、前方のスクリーンをご覧ください。着席して説明をさせていただきます。

まず、北部大阪都市計画道路の今回の変更でございますが、大阪府としては、箕面インターチェンジ付近のランプ線形の変更と、都市計画道路名称として新名神自動車道への変更とされております。それでは、1 概要、2 理由、3 スケジュールの順で説明をさせていただきます。

最初に、今回変更を行う都市計画道路の概要について、説明いたします。まず、道路の位置は起点が高槻市大字上牧地先、終点が池田市中川原町地内で、延長が 24,720 メートル、車線の数は 6 車線となっております。

また、この道路の起終点から申し上げますと、この度の変更範囲は、図に示しますとおり、箕面市、茨木市、高槻市の 3 市に渡っております。オレンジ色で囲んでおります高槻市内につきましては、赤い矢印が対象路線でございます。また、具体的な都市計画変更の内容は、青く囲んでおります、箕面インターチェンジにおけるランプ線形の変更と、第二名神自動車道から新名神自動車道への名称変更の 2 点でございます。

それでは次に、変更理由として、府からの理由書を読み上げさせていただきます。「北部大阪都市計画道路 1・1・0-1 号第二名神自動車道は、近畿圏と中部圏を結ぶ高速道路ネットワークを形成し、将来における一層の高速交通機能を確保するとともに、大都市圏間の交通路の強化を図るため計画されたもので、現在西日本高速道路株式会社において事業中である。

今回、本路線の箕面インターチェンジ(仮称)付近における関連事業を含めた計画について、事業の円滑化及び安全性の確保の観点から再検討した結果、本案のとおりランプ線形の変更を行うものである。また併せて、都市計画道路名称を北部大阪都市計画道路 1・1・0-1 号新名神自動車道に変更するものである。」

以上のようなことから、本市域における変更は、青く囲んでおります都市計画道路の名称変更となります。従いまして、本市においては、この都市計画道路の名称変更について、大阪府への意見回答を求められているものでございます。また、この度の名称変更は、北部大阪都市計画区域、東部大阪都市計画区域とも、府下統一して変更するものとされております。

それでは最後に、今後のスケジュールについて説明いたします。

大阪府決定の都市計画に関しましては、一般的には図に示していますような流れで進められることとなっておりますが、高槻市域は名称のみの変更であり、これは政令で定める「軽易な変更」に当たりますので、公聴会、公告・縦覧、意見書の提出という手続きが不要となります。また、大阪府から今回の意見照会を受けましたのが本年 9 月 29 日でございますが、本日の都市計画審議会を受けまして、今後、本市から大阪府に意見回答を行い、来年 2 月に予定されている大阪府の都市計画審議会を経て都市計画決定され、都市計画の告示・縦覧が行われていく予定となっております。

なお、新名神自動車道の進捗状況等に関しましては、後ほど報告案件で説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で第 60 号議案の説明を終わらせていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございます。ただ今議案の説明は終わりました。これから質疑に入りたいと思います。本件に関しまして、ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

(A 委員)

異議なし。

(会長)

名称の変更ですね。名称というのは非常に大事なことです。変更ということで、第 60 号議案につきましても、原案通り承認したいと思います。

(B 委員)

ちょっとすいません。大阪はこれでよかって、神戸の方は第二名神と言っているのか、新名神と言っているのか。片方が「第二名神」言うたり、「新名神」言うたりは具合悪いので、その辺はどうなのか。

(事務局)

今先ほど説明させていただきました通り、大阪府下につきましては、統一しまして、都計道路の名称としまして、「新名神自動車道」といったことで統一されようとしております。ただし、第二名神自動車道は、元々神戸から名古屋までの区間がありまして、多数県をまたがりますが、今のところ、大阪府下だけ統一して名称変更しようとしておりまして、たとえば、兵庫県であるとかいったところでただちに變更していくということは、現在のところ、聞いておりませんのでよろしく申し上げます。

(会長)

よろしいでしょうか。

(B 委員)

今、兵庫はどういう名前と言っているのですか。

(会長)

お願いします。

(事務局)

兵庫県におかれましては、都市計画道路の名称といたしましては、「第二名神自動車道」と名称をそのまま使われております。

(B 委員)

だからそれを言っているんです。片方は「第二名神」と言って、片方は「新名神」と言って、ちょっとおかしいのと違うかなと思います。それを統一せんといかんのではないですか。

(事務局)

今回名称変更いたしますのは、西日本高速道路株式会社におかれまして、「新名神高速道路」というふうに、道路名称を定められたことから、これまでは、大阪府下では「第二名神自動車道」としておりましたが、名前が複数あるということで、わかりにくいという点を含めまして、今回、箕面の線形の変更を契機に名称を変更しようとするものでございます。

(会長)

よろしいですか。

すでに道路管理されている方々は、新名神の言葉を使われているので、機会を見て順番に変えていこうということで、たまたま大阪府が先行したというご説明だったと思います。

(B 委員)

了解です。

(会長)

よろしいですか。

それでは、第 59 号議案、第 60 号議案と 2 つ審議事項がございましたけれども、それぞれ原案の通り承認するというので、答申させていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

その他

報告案件 1 新名神自動車道等の進捗状況について

(会長)

それでは、報告案件を 1 から順にご説明いただきたいと思います。まず、報告案件 1 の方からお願いいたします。

(新名神推進課)

それでは、「新名神自動車道等の進捗状況について」建設部土木室新名神推進課よりご説明いたします。資料を配布しておりますが、パワーポイントを用いてご説明いたしますので前のスクリーンをご覧ください。恐れ入りますが着席してご説明させていただきます。

はじめに、全体位置図でございます。水色で示しておりますのが、現在事業中の区間となる西日本高速道路株式会社で整備いたします新名神自動車道、青色は、大阪府が整備いたします(仮称)高槻東道路、及びその関連道路と十三高槻線、赤色は、高槻市が整備いたします市道原成合線、都市計画道路南平台日吉台線、市道萩之庄梶原線の位置を表しております。

それでは、「新名神自動車道について」ご説明いたします。まず、「主な経過」についてですが、今回は平成 19 年 8 月に行われた「第二名神自動車道」の都市計画の変更以降のご説明をいたします。平成 20 年 2 月に新名神高速道路草津田上 IC～亀山 JCT 間が開通いたしました。続いて平成 21 年 12 月、新名神高速道路、高槻第一 JCT(仮称)から神戸 JCT 間の起工式を開催し、本格的に工事着手することになりました。

次に「完成までの流れ」についてご説明いたします。まず、発注者である西日本高速道路株式会社において、道路の設計がなされ、その成果に基づき関係する行政、並びに地元協議が行われました。その後、用地測量等必要な用地の確定、買収が行われます。現在の取り組みとしては用地買収を進めるとともに、引き続き埋蔵文化財調査を行い、事業対象自治会・住民への工事説明

会を経て、高槻市全域での工事に着手し、予定年度の平成 30 年度よりも早い完成を目標とされています。

次に進捗状況の報告をいたします。高槻市域においては、用地測量や幅杭設置ならびに用地買収が実施されており、さらに、新名神自動車道本線を整備するために必要な工事用道路等の整備として、市道原成合線工事を含む桧尾川工事が始まる予定で平成 24 年 9 月までの工事となっております。さらに、高槻 IC・JCT の工事についても公告入札がなされて、高槻 IC 工事の工期は約 65 ヶ月、高槻 JCT 工事の工期は約 35 ヶ月と伺っており、早ければ平成 23 年より工事に着工される予定であります。また、本線工事に先立って成合南の町や宮が谷町において埋蔵文化財調査が順次実施されております。大阪府域における進捗状況はご覧のとおりで、平成 22 年 10 月末現在の高槻市域での用地取得率は 46%となっております。

次に(仮称)高槻東道路についてご説明いたします。当初、新名神自動車道のアクセス道路と位置づけた都市計画道路牧野高槻線が、大阪府の財政事情から新名神供用に合わせて整備が困難であるため、十三高槻線から高槻 IC までの交通需要への対応等を図る目的で、新名神自動車道の供用に併せ、(仮称)高槻東道路を整備するものです。現在大阪府において、高槻 IC から名神高速道路の区間における用地買収、土地調査、詳細設計並びに文化財発掘調査を行っており、用地取得率は 96%であります。同じく名神高速道路併行区間では土質調査を、名神高速道路から国道 171 号の区間では用地測量、物件調査、用地買収、が行われており、用地の取得率は 32%となっております。平行して道路の設計と埋蔵文化財調査及び工事用道路を施工して行きます。

次に本市が整備を進めます新名神関連道路計画についてご説明いたします。最初に、市道原成合線についてご説明いたします。本路線は、延長が 2.1 キロメートル、幅員が 9.5 メートルの車道 2 車線、片側歩道の道路であり、市北部から、高槻 IC までの交通需要への対応や地域の活性化を図るため、新名神自動車道の供用に併せ、原と成合の地域間に整備を進めております。次に現在の事業の進捗についてですが、用地取得率は約 54%となっております。平成 22 年度も引き続き用地買収及び立木補償を進めて参ります。なお、西日本高速道路株式会社が工事用道路として活用する府道枚方亀岡線から原地区を経て、桧尾川砂防ダムまでの区間について、平成 22 年度より工事に着手し、先行整備を行って参ります。今後の予定につきましては、平成 30 年度の新名神の供用に合わせて整備を進めて参ります。

次に、都市計画道路南平台日吉台線についてご説明いたします。本路線は、平成 20 年度に本審議会都市計画変更をおこなった路線で、延長が 1.1 キロメートル、幅員が 22 メートルの車道 2 車線、両側に自転車歩行道を設ける道路で、本市における外環状幹線道路と位置付けられた重要な路線であり、高槻 IC を利用する車の流動を円滑にし、地域の交通環境の改善等を図ろうとするものです。本路線は、平成 21 年度から用地測量や物件調査を実施し、平成 22 年度からは用地買収に着手しております。平成 23 年度からは取得した用地の工事に着手し、演習橋の架け替え工事を行う予定であり、平成 30 年度の新名神の供用開始に合わせて事業の促進を図って参ります。

最後になりますが、(仮称)高槻東道路の関連道路であります、市道萩之庄梶原線についてご説明いたします。本路線は、延長が 0.9 キロメートル、幅員が 7.0 メートルの車道 2 車線の道路で、(仮称)高槻東道路の整備に伴い、交通安全や防災機能の向上、また生活道路として利便性の向上を図るため、工事用道路の有効活用を図りながら整備しようとするものです。本路線は、平成 20 年度から用地買収に着手しており、平成 22 年度は大阪府により埋蔵文化財調査が行われており、工事

着工に向け整備を進めてまいります。

以上で案件新名神自動車道等の進捗について説明を終了いたします。

(会長)

はい、ご説明ありがとうございます。ただ今の報告に関しまして、特に、ご質問があればお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、続いて、報告案件 2 につきまして説明をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

報告案件 2 高槻市都市計画マスタープラン改定について

(事務局)

それでは、「高槻市都市計画マスタープラン改定について」報告させていただきます。

本日の内容としまして「1 の主な取組と今後の予定」「2 の都市計画マスタープラン素案の概要」の 2 項目でございます。説明につきましては、パワーポイントを用いますので、前方のスクリーンをご覧ください。説明は着席してさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「1 主な取組と今後の予定」について説明いたします。前回の本審議会以降の主な取組についてですが、素案の作成を行った後に 10 月 12 日から 1 か月間、素案に対するパブリックコメントを実施しております。また、素案に対する説明会を 10 月に 2 日間実施しております。その後、それらを取りまとめまして、1 月下旬開催予定の本審議会にて諮問を行なったのち、計画の策定・公表を予定しております。

次に、項目 2 の高槻市都市計画マスタープラン素案の概要について説明いたします。まず、計画の構成ですが、「序章都市計画マスタープランについて」をはじめ、5 つの章より構成しております。なお、前回に第 1 章まで報告させていただきましたので、今回は第 2 章以降について報告させていただきます。

それでは「第 2 章、全体構想」ですが、都市づくりの基本理念と目標については、総合戦略プランにおける 6 つの将来都市像や 2 つの重点目標、都市づくりの課題等を踏まえ、都市づくりの基本理念として“住みたい・住み続けたい・訪れたいまちたかつき”を掲げております。この基本理念を基に、“環境にやさしく快適に住み続けられる都市”をはじめとして、都市づくりの 4 つの目標を定めております。また、これらの目標を達成するための都市づくりの方向性として、集約型都市づくりの推進としております。次に、将来都市構造図では、都市づくりの理念や目標を達成するため、「4 つのゾーン」と「3 つの軸」、「6 つの拠点」からなる本市の将来都市構造を設定しています。「3 都市整備の方針」について説明いたします。ここでは都市づくりの基本理念や目標、将来都市構造を実現するために、7 つの都市整備の方針を定めております。

1 土地利用の方針の基本的な考え方では、市街地の拡散の抑制、都市拠点における都市機能の集積や高度化などについて示しております。

2 道路交通体系等の方針では、集約型都市構造に向けた公共交通や自動車、徒歩、二輪を選択することができる交通ネットワークの構築をめざすとし、道路につきましては、外環状幹線道路

や内環状幹線道路などの整備を促進するなどとし、交通体系については、既存の交通基盤の有効活用やより利用しやすい公共交通体系などを示しております。

3 市街地整備の方針では、高槻中枢都市拠点については、高度な都市機能の集積と良好な都市基盤整備、富田都市拠点については、地域資源や商業集積を最大限に活かした個性的で魅力ある拠点の形成、上牧都市拠点については、市民が快適に住み続けられる都市機能の充実をめざすとしています。また、新名神インターチェンジ周辺に位置づけた広域交流拠点においては、周辺の住環境に配慮しつつ、本市の経済活力の増進につながる適切な土地利用を図り、京大農場跡地に位置づけたにぎわい・文化交流拠点については、新たな市のシンボルとして多くの人々が集いにぎわう、また、多様な文化が交流する拠点としての役割を高めるとしています。

4 都市施設等の整備の方針では、公園緑地については、高槻市緑の基本計画に基づいた、緑地の適正な保全や公園整備の推進としているほか、主な供給処理施設については、その基本的な考え方を示しています。

5 安全安心な都市づくりの方針では、「道路、公園、緑地、下水道などの適切な配置と計画的な整備」、をはじめ、ユニバーサルデザインによる整備などを位置づけております。

6 自然環境の保全及び都市環境形成の方針では、農地や森林、水辺空間は積極的な保全を図るとともに、市民が自然とふれあえる場としての活用をすすめるなどとしています。

7 景観形成の方針では、高槻市景観基本計画に基づく、都市の良好な景観形成の推進に努めるなどとし、景観重点地区の指定については、原地区を始めとして10地区を景観重点候補地区として位置づけております。

続きまして、「第3章地域別構想」について説明いたします。地域区分の考え方としまして、土地利用のまとまりであるゾーンを基本として、地形地物により8つの地域に区分し、目標と都市整備の方針を示しています。さらに、今後の都市づくりに重要な役割を担う高槻駅周辺地区及び富田駅周辺地区を重点地区として位置付けています。それでは重点地区について説明いたします。高槻駅周辺地区では、地区の目標として1「都市機能の充実による来街者でにぎわう中枢都市拠点の形成」、2「ゆとりとうるおいの空間づくり」、3「城跡公園や安満遺跡芝生公園等周辺施設との連携強化によるにぎわい・活力の向上」としております。富田駅周辺地区では、地区の目標として、1「富田地区の特性を活かしたにぎわいと趣きのある都市拠点の形成」、2「鉄道駅への多様なアクセス機能の充実」、3「地区周辺の交通体系の強化」としております。

次に、まちのゾーンでございますが、こちらは拠点があるところについて説明させていただきます。高槻南地域では、1「にぎわい・文化交流拠点における都市基盤整備の推進」、2「幹線道路などの交通機能の強化」、3「幹線道路沿道における大規模工場の操業環境の確保」としています。北部地域では、1「広域交流拠点における適切な土地利用への規制・誘導」、2「北摂連山や芥川、農地里山が織り成す良好な自然的景観の保全」、3「自然公園などにおける機能の充実と利用促進」としております。

最後に、「終章都市計画マスタープランに基づく都市づくりの推進」についてですが、1協働による都市づくりの推進、2地域主体のまちづくりへの支援、3関係機関との調整、4都市計画マスタープランの見直しとしております。

以上で、都市計画マスタープラン素案の概要の説明を終わらせていただきます。

(会長)

はい、ありがとうございました。ただ今事務局から報告は終わりました。ただ今の報告に関しまして、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、続きまして、報告案件 3 の説明をよろしくをお願いします。

報告案件 3 高槻市景観条例に基づく景観重点地区の指定について(JR 高槻駅北東地区)

(事務局)

それでは、「高槻市景観条例に基づく景観重点地区の指定について(JR 高槻駅北東地区)」のご説明をします。

それでは、報告案件 3「高槻市景観条例に基づく景観重点地区の指定について」お手元に資料を配布しておりますが、パワーポイントを用いて説明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。説明のほうは着席して説明させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

まず、1 の主な取組状況について説明いたします。本年 6 月 30 日にまちづくり協議会が景観計画の提案されたことを受け、7 月 2 日の本審議会では、景観計画の提案概要、スケジュールについて報告させていただきました。その後、景観審議会にて景観計画素案についての意見聴取を行い、10 月 27 日よりパブリックコメントを実施し、現在 5 件のご意見を頂いているところでございます。

次に「2 景観計画改定の骨子」として、改定する景観計画の章構成について説明いたします。図中には、むかって左側に景観計画(素案)を、右側に「計画提案」の項目を記載しています。今回、北東地区を景観重点地区に指定していくにあたり、矢印で示しますように、現行計画の第 1 章から第 5 章については、景観重点地区に関する内容を新たに記載すると共に、現行計画に定められていない提案内容については、新たに第 6 章、第 7 章を設けております。

次に、「3 景観計画の改定素案の概要」として、今回の提案を踏まえ、景観計画に反映した内容の概要について説明いたします。まず第 2 章の「良好な景観の形成に関する方針」では、景観形成の目標として、豊かな緑と高質な都市空間による、高槻の玄関口にふさわしい、持続可能な都市景観の形成としております。

次に、第 3 章の「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」としましては、届出対象行為として、建築基準法上の確認申請を要する新築・増改築について市へ届出が必要とするほか、景観形成基準では、色彩基準の外壁基本色を色相 10R から 10Y に限定することや、魅力的な夜間景観の創出を図ることなど、市全域に比べて厳しい届出対象行為と景観形成の基準を課しております。

次に、第 5 章の「屋外広告物の表示・掲出に関する事項」としては、基本方針として、高槻市の玄関口にふさわしい、風格と賑わいのある良好な景観形成に資する、建築物やまちなみと調和のとれたデザインとしております。また、配慮事項として、広告物は集約させ、まちなみに調和した位置・規模・素材・形状・色彩とし、質の高い景観形成に資するものとすることや、地区内施設は自家用広告のみとする。と定めております。

次に、第 6 章景観重要公共施設等の整備に関する事項では、基本的な考え方として、公共施設や公益的施設は本地区の良好な景観を形成する上で重要な要素となることから、官民双方ともが高質な景観を整備・維持する、としております。整備内容及び良質な空間の演出方法としては、歩道と歩道状空地、公共デッキと公開デッキについては、統一感と変化のあるデザインとする。などとしております。

次に、第 7 章その他良好な景観形成に関する事項としましては、官民が公共施設と公益的施設の維持管理を一体的に行うことで、良好な景観を高いレベルで効率的に維持することや、公共空間と公益的空間について、「放置自転車のない景観づくり」や「喫煙のない景観づくり」を行うこととしております。

以上のような景観計画の素案について、本日参考資料としてお配りしておりますのでよろしくお願いたします。

最後に「4 今後の予定」について説明いたします。今後の景観計画改定のスケジュールとしましては、来年 1 月に本都市計画審議会に改めて諮問させて頂いたのち、続く 3 月には市議会にて景観条例の改正、そして、景観重点地区の指定、景観計画の改定及び告示を行っていく予定としております。説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。ただ今の報告に関しましても、ご意見ご質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。予定の報告は以上でございます。そのほかに、事務局から何かありましたら、よろしくお願いたします。

その他

(事務局)

本日は、ご審議ありがとうございました。次回の審議会の予定をご案内させていただきたいと思っております。次回、事務局のほうで日程を決めさせていただいておりまして、1 月 21 日午前 10 時からの開催を予定しておりますので、よろしくお願いたします。案件といたしましては、本日、ご報告させていただきました「都市計画マスタープラン改定」と「景観重点地区の指定について」をご審議いただく予定でございます。改めまして正式なご案内等はさせていただきますので、よろしくお願いたします。

(会長)

ありがとうございます。次回の審議会の日程が、今ご紹介ありましたように 1 月 21 日午前 10 時ということでございます。どうぞよろしくお願いたします。皆様、長時間ありがとうございます。本日の案件等は全て終了いたしました。これをもちまして平成 22 年度第 2 回高槻市都市計画審議会を終わらせていただきたいと思います。どうも皆様ありがとうございました。